

## 総務産業常任委員会審査報告書

令和5年3月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第6号	飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例	可 決
議案第7号	飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例	可 決
議案第8号	飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第12号	飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第13号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第14号	飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例	可 決
議案第15号	飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例	可 決
議案第25号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第26号	令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第29号	令和5年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第30号	令和5年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
議案第31号	飯綱町地域防災計画の変更について	可 決

陳情第2号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	不採択
陳情第3号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

### ○議案第6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例

質疑①：転居先の住所について、個人情報保護のため教えてもらえないことがある。緊急で連絡をしたい場合など、親戚であることが証明できれば転居先の住所等を教えてもらうことはできないか。

回答①：法律等によりできないものもある。

質疑②：過去に親戚の家が火事だったことを知らなかったという事例があった。火災の際の防災無線の放送については、個人情報の関係もあると思うが火元の情報を特定して放送できないか。

回答②：火災出動については、長野市消防局からの情報により消防団員向けに放送している。この情報は、通報を元にしてしているため、必ずしもそこが火元ではない可能性があることから、誤った情報を伝えないためにも、個人を特定して放送することは難しい。

質疑③：市町村によっては特定しているところもあるのではないか。

回答③：近隣市町村等も放送はしているようだが、個人までは特定していないと聞いている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

### ○議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例

意見①：すべての審査請求は正しく行ってほしい。

質疑①：委員の再任は妨げないとあるがなぜ必要か。

回答①：委員は、事案があった場合に任命している。一般的に再任することが考えられるため規定している。

質疑②：審査委員について、事前に任命しておくべきではないか。

回答②：合併以降、審査会を開催した事例は1件のみであり、事案があった場合に任命する方法で問題ないと考えている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 8 号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：消防団員の報酬額について、改正後の額は一般的か。

回 答：報酬額は国の基準どおり引き上げる予定で、長野市をはじめ、県内でも徐々に同様の額となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 11 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：55 歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うとあるが、勤務成績の判断はどのように行うのか。

回 答：人事評価制度の中で、評価者である係長、課長、副町長等の評価により総合的に判断している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：消防団員の定年について、将来的に定めたほうが良いのではないか。

回 答：消防団員が高齢化してきているのは承知している。地域の実情に応じて分団によっては任意で定年制を設けているところもあるが、統一して定年を定めることは今のところ考えていない。なお、飯綱町の団員定数は 485 名であるが、現状の実団員数は 434 名となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 13 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質 疑：第 39 条加入負担金について、一般用と別荘用で格差があることについて説明を。

回 答：表を横型から縦型に変更はしたが、金額については改正していない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

#### ○議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

#### ○議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例

質疑①：条例を廃止することにより、今後施設を利用する時は申込をするようになるのか。

回答①：ならない。当該施設はそもそも申込により広く住民が利用する施設ではなく、産業振興目的で施設の管理運営を指定管理者が行っていた。

質疑②：現在牟礼加工所を管理運営している七味の会は継続して利用できるのか。

回答②：今回の議案に該当する 2 つの施設は、これまでは「公の施設」として位置付け指定管理制度により施設の管理運営をしてきたが、そもそも広く住民が利用する「公の施設」ではなく、産業振興を目的とした施設であることから、条例による定めが必要ないということで廃止するものである。今後は条例廃止に伴い業務委託方式とし、牟礼加工所については業務受託者として七味の会が選定されたので、引き続き当該施設の管理運営者として利用していくことになる。

質疑③：業務受託者の募集はしていたのか。

回答③：昨年 12 月に公募により募集した。募集にあたっては、告示するとともにホームページ上でも広く公開するなど、適切な手順を踏んで募集している。

意見①：適切な手続きを踏んだというが、一般町民に周知はされていない。告示のみでなく無線放送等で広く周知すべき。

質疑④：営利目的で借りるのなら借用料を求めないのか。

回答④：施設を賃貸しているわけではなく、施設の管理運営を委託するものである。直売所等で販売する商品や、地域の特産品となるものを製造販売することで、産業振興や地域の活性化を図ることを目的とする施設であり、その管理運営事業者を募集して業務を委託しているということ。

なお、町の普通財産として施設を貸し出す方式の施設運用を採るとすれば賃借料を収めてもらうことになるが、現状は普通財産の貸し付けではなく、施設の管理運営を業務委託するという方式である。

質疑⑤：委託費はあるのか。

回答⑤：ない。施設管理の経費は業務受託者が負担することになっているほか、収益が上がった場合はその額に応じて納付金を受託者が納付することを協定書の中で示している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

**○議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算**

質疑①：管理費の 200 千円は必要なのか。原田地区の宅地造成後の管理は住人に移管すると聞いているが。

回答①：宅地部分の管理は住人に移管している。管理費は造成された公園や水路敷等、町の敷地部分の草刈りや整備費として計上しており、今後町に移管していく予定である。また、若者住宅などの建設にあたり造成の調査が必要になる場合、早急に対応できるように予備費を計上している。

質疑②：管理費が例年より多いと思うがそれだけ必要なのか。

回答②：今までは更地のため草刈り等の委託回数は少なかったが、公園部分、水路敷等用途が定まったため、用途維持のための管理が必要になり、草刈り等の管理経費も増えると考えている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

**○議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算**

質疑①：白樺台別荘地の消火栓は積雪時に埋ってしまう高さか。

回答①：消火栓については総務課の支給品を使用しており、二段階の消火栓を用意すると聞いているため、埋まらないのではないかと聞いているが。

質疑②：企業債が 1 億円計上されており、水道事業の一本化のための管の整備ということだが、将来統合する際に中心となる浄水場はどこになるか。

回答②：全員協議会で基本計画の説明をするため、詳細はその時に説明する。

質疑③：積雪時に掘り起こさなければ使えない高さの消火栓については、上の部分だけ取替えは可能か。

回答③：消火栓については総務課からの支給であるため、詳細は把握していない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

## ○議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：し尿投入施設の建設予定地はどこか。また、一か所で町内のし尿を受入れできるのか。

回答①：公共下水道クリーン飯綱処理場の敷地内に、処理場増設用の用地があり、予定地としている。し尿投入による処理量は、住民環境課作成の「飯綱町し尿投入施設基本設計」により計算され受入可能となっている。

質疑②：公共下水道の加入率は。

回答②：加入率ではないが、町全体の水洗化率は 92.7%。

質疑③：水洗化率には合併浄化槽が含まれるのか。

回答③：含まれる。

質疑④：今後、人口減少及び処理施設の更新時期を迎えるが財政状況はどうか。

回答④：昨年度作成の経営戦略に掲載しているが、元利償還額が令和 10 年度頃から減少していくこともあり、厳しい状況ではあるが今後も計画的に起債等を利用し、施設の更新等を実施していきたい。また、料金収入は減少していくため、下水道料金改定の検討も必要と考えている。

質疑⑤：改定するとしたら料金の改定率は。

回答⑤：いろいろな条件で検討が必要と考えるが、おそらく 1 割程度の増になるのではないかと。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

## ○議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更について

質疑①：在宅での要介護者（要支援者）の把握について、個人情報だからと教えてもらえないことがある。有事の際、救助・避難するためであっても情報公開してもらえないことが懸念されるがどのように考えているか。

回答①：要支援者の情報については、消防機関や警察、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、本人や避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画の提供ができるようになっている。本人の同意等があれば情報提供できるようになっているので適切に対応していきたい。

質疑②：地域防災計画には有事の際、議員の取り組むべき内容まで記載されているのか。

回答②：議会として必要な取組は記載されている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

説明者：なし

質 疑：なし

賛成討論：沖縄基地問題の相手はアメリカであるが、政府と国民が戦うという構図に問題があると思う。どちらにしても解決が非常に難しい問題だが、陳情を受けて、賛成すべきと考える。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

説明者：長野県労連 事務局次長 岩谷元気 氏

質疑①：陳情趣旨には最低賃金を1,500円以上という金額の記載がないが、意見書には1,500円以上を目指すとあるがなぜか。

回答①：「1,500円引上げ」の前に「全国一律」を目指していくと運動の段階を見直した結果であり、整理しきれていなかった。

質疑②：最低生計費試算調査（単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費を得るための時給の試算）を見ると長野市が1,699円と一番高く、東京よりも高い。なぜ、こういう数字になるのか。

回答②：長野市が他よりも金額が高いのは使用する車が影響している。山間地で雪が多く、通勤距離も長いため、他よりも高い傾向になったためである。

質疑③：毎年同じような文章で進展がない。中小企業には賃上げの原資になるものがない。賃上げするには大企業から中小企業への下請けの金額を上げることが必要である。これが改善されなければ賃上げはできない。このことが陳情文章には書いてない。中小企業は、単価をとことん叩かれてぎりぎりのところで生産している。このことの一番の元である、大企業や政府に対して最低賃金1,500円になるような政策を要求すべきではないか。

回答③：社会保険の減免での支援を柱に考えていると説明したが、その財源は大企業の内部留保を活用するべきと思っている。

意見①：社会保険での支援だけでは改善されないとと思う。大企業から中小企業に発注する1つの部品の単価が10銭なり、10円なり、上がるように見直しされれば、賃上げが可能になるし、効果的だ。大企業や政府に抜本的な改革を求めていった方が良くと思う。

質疑④：意見書提出先の中央最低賃金審議会とは、どういう構成の団体か。

回答④：審議会については、人数は20人位だったと記憶しているが、正確なところはわからない。労働者側と使用者側、学者など公益の委員からなっていて、経営者側は経団連、経営者協会、中小企業同友会で、労働者側は労働組合。

質疑⑤：大企業の内部留保を吐き出させる具体的な方法はあるのか。

回答⑤：新たに課税するという事。社会保険の減免を大規模に実施した場合、私たちの試算では 3.3 兆円になる。大企業の内部留保が 500 兆円を突破したので、1%の税金をかけただけでも、十分な財源になると考えている。

意見②：飯綱町の主産業は農業だ。議員は、そういう皆さんの声を反映させるのが仕事。現状、飯綱町の農家は儲からないので、やめざるを得ないと思う人が非常に増えてきている。ここ 5 年間で、町の農家総数は 164 戸減り、農業従事者は 329 人減った。これは令和 2 年対比平成 27 年の 5 年間の統計からだが、当然に農業所得もおよそ 3 分の 1 に落ちた。農家の仕事は、自分たち夫婦 2 人だけではなかなかできず、どうしても何人も頼まなくては成り立たない。今は時給が 908 円だが、これが 1,500 円になると、25 万円位ずつ、月々 1 人に払っていくことになる。これだと、また農家をやめなくてはならない人が出てしまう。そういう立場から考えると 1,500 円に上げてくれということに賛成できない。米作なども、足が出ちゃうからやめたいと思う人が多くおり、農家の皆さんも 6,000 円、7,000 円貰えるところに行った方がいいと思うのではないか。このような環境の中で、大幅に 1,500 円まであげてくれというのは、立場上、この地域の皆さんのことを考えると賛成できない。

反対討論：陳情の趣旨が最低賃金の賃上げのみでは農家は死んでしまう。よって、全国一律制度、最低賃金 1,500 円以上には反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。